

社会福祉法人三友会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三友会の役員及び評議員並びに評議員選任、解任委員及び運営推進委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(経理の区分)

第3条 前条の規定に要する費用は、本部会計の負担とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び費用弁償費はこれを支払わないものとする。

2 役員または評議員が評議員会に出席したとき、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。なお、役員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び費用弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び費用弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事長、常務理事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により月額報酬等を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会に出席した時は、別表3により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。なお、同日に合わせてあわせて監事業務を行った場合であっても、本条事項の報酬はこれを支払わないものとする。

- 5 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。
- 6 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（評議員選任・解任委員・運営推進委員の勤務報酬等）

第6条 運営推進委員が理事会及び評議員会に出席した時は、別表1、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。なお同日に合わせて運営推進委員に係る業務にあたった場合であっても、本条次項の報酬は支払わないものとする。

2 評議員選任・解任委員が、評議員選任委員会へ出席した時には、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

3 運営推進委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日に置いて、法人及び施設に係る業務にあたった場合は、別表1により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（出張報酬及び旅費等）

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 報酬等は原則として、出張終了後支払うこととする。

（兼務役員）

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規定は、平成27年4月1日より施行する。

この規定は、平成29年3月1日より改訂し適用する

この規程は、平成29年6月16日より「役員等報酬規定」に改訂し適用する。

この規程は、平成30年6月17日より改訂し適用する。

別表 1

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	10,000円	2,000円

別表 2

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	10,000円	2,000円

別表 3

名 称	報 酬	費用弁償	備 考
理事長業務報酬等(月額)	250,000円	10,000円	
常務理事業務報酬等(月額)	150,000円	10,000円	
理事業務報酬等(日額)	10,000円	2,000円	
監事監査指導報酬等(日額)	10,000円	2,000円	

別表 4

報酬(日額)	旅 費	宿泊費(日額)
10,000円	実 費	上限20,000円として実費